

## 介護給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 1 1 4 4 万円  
(前年度 1 件 2 0 2 3 万円)

### 1 介護保険の概要

介護保険は、介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態となった者に対して、必要な保険給付を行うものであり、市区町村等が保険者、その区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

介護サービス事業者が要介護者等に対して介護サービスを提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、原則として、介護報酬の90/100に相当する額又は介護報酬の全額を介護サービス事業者に支払うこととなっている(市区町村等が支払う介護報酬の額を「介護給付費」)。

介護給付費は、50/100を公費で、50/100を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。そして、公費負担として、国が20/100又は25/100を負担している。

### 2 検査の結果

9事業者に対して10道県の27市町等の実施主体が行った平成24年度から29年度までの間における介護給付費の支払が3805万円過大となっていて、これに対する国の負担額1144万円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

#### ア 訪問介護

4事業者は、減算に係る要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、介護報酬の算定に当たり、所定単位数の90/100に相当する単位数に減算していなかった。このため、介護給付費の支払が11市町で2127万円過大となっていて、これに対する国の負担額654万円は負担の必要がなかった。

#### イ 通所介護

2事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。また、1事業者は、通所介護事業所に配置している看護職員等が個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合していなかったのに、介護報酬の算定に当たり、1日につき42単位又は46単位を所定単位数に加算していた。このため、介護給付費の支払が8市町で1267万円過大となっていて、これに対する国の負担額386万円は負担の必要がなかった。

#### ウ その他の介護サービス

ア及びイのほか、介護福祉施設サービス、介護療養施設サービス及び短期入所療養介護の3介護サービスについて、2事業者は、介護報酬の算定に当たり、単位数の算定を誤っていた。このため、介護給付費の支払が9市町等で410万円過大となっていて、これに対する国の負担額102万円は負担の必要がなかった。

県等名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払われた 介護給付費の件数	過大に支払われた 介護給付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		平成	件	円	円	
仙 台 市	2市(1)	26、27	395	655万	205万	ア
宇都宮市	2市町(1)	27～29	395	597万	187万	ア
船 橋 市	4市(1)	27、28	651	421万	128万	イ
愛 知 県	7市(2)	27、28	429	874万	261万	ア
神 戸 市	6市町(2)	24～29	1,998	676万	194万	イ、ウ
和歌山市	3市町(1)	27、28	462	386万	116万	イ
佐 賀 県	3市町等(1)	25～28	673	194万	49万	ウ
計	27実施主体(9)		5,003	3805万	1144万	

(注) 摘要欄のア、イ及びウは、本文の介護サービスの種類の別に対応している。